

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年2月7日付けの一時扶助決定通知書により請求人に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

複数の医療機関の通院交通費を請求したが、一つの医療機関の分のうちの一部の交通費しか支給されていない。実費をかなり下回っている。理由も計算方法も違法ないし不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 4月 16日	諮問
令和 6年 7月 26日	審議（第90回第2部会）
令和 6年 8月 27日	審議（第91回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる範囲内において行われるとし、6号に、「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」、同・イに「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な

場合」を挙げる。

移送の給付決定における審査については、「被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により（中略）福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること（中略）福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること」（医療要領第3・9・(3)・イ）とし、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと」としている（同・ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」としている（同第3・9・(4)・イ）。

(4) 申請による保護の変更

法24条9項が準用する同条1項は（以下、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

(1) 本件処分は、本件申請を受けて行った一時扶助決定処分であるところ、次の各事実が認められる。

ア 担当職員は、6月分説明書により、処分庁が認めた本件医院への通院経路を請求人に伝えるとともに、交通費の支給について、通院日数合計が一定の日数以上になる場合は定期券代の支給となること（ただし、定期券又は領収書の提示が必要）、それ以外の場合は実

費支給となるが、必ず切符の領収書又はＩＣカード利用時は履歴の
コピーを提示すること（これらの提示がなければ支給はできない。）
を伝えていること。

イ 請求人が提出した本件申請書は、本件医院の１２月分の通院交通
費に係るものであること。そして、本件申請書に添付された挙証資
料には、東京地下鉄株式会社〇〇駅発行の定期券１７，３００円
（東京メトロ全線）の領収書、小田急電鉄〇〇駅発行の定期券１５，
３８０円の領収書の各写しがあったこと。

ウ 本件医院への通院経路のうち、〇〇～〇〇のバスによる経路につ
いては、領収書の提出がなかったこと。

エ 処分庁は、本件医院に対し、請求人の令和３年１２月の通院日数
が２１日であることを確認し、①〇〇～（小田急・東京メトロ）～
〇〇の定期券代１３，５００円及び②〇〇～（ＪＲ）～〇〇～（京
急）～〇〇の定期券代１２，３６０円の合計額２５，８６０円を支
給したこと。

(2) そうすると、処分庁が、本件医院への１２月分の通院日数を２１
日と認定し、処分庁が認めた本件医院への通院経路のうち、バスに
よる経路については、領収書等の提出がなかったことから、「領収書、
複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決
定を行うこと。」とする医療要領に基づき支給しないこととし、電車
による経路の定期券代に相当する２５，８６０円を支給したことは、
上記１の法令等の定めにも則った適正な判断といえることができる。

また、処分庁が認めた本件医院への通院経路に不合理な点は認めら
れず、さらに、処分庁が行った定期券代の算定においても、違算の事
実は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、複数の医療機関の通院交通費を請求した
が、一つの医療機関の分のうちの一部の交通費しか支給されていない、
実費をかなり下回っている、理由も計算方法も違法・不当である旨主
張する。

しかし、本件申請書は、明らかに本件医院に係る通院交通費の申請
であり、本件申請書に各種の定期券の領収書を添付したからといって、
本件申請書に記載がない医療機関の通院交通費を申請したことにはな

らない。

そして、本件申請に対してなされた本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 (略)